

第21章 タイ投資環境の優位性と留意点

タイに進出している日系企業からの現地ヒアリング等を踏まえ、投資先としてのタイの優位性と留意点をまとめると次のとおりである。

1. 投資先としてのタイの優位性

(1) 厚い産業集積と整ったインフラ

タイでは、自動車産業、電気・電子産業を中心に、産業集積が進んでいる。また、それらの産業を支える工業団地等のインフラも整っている。

タイを投資先として選ぶ企業の中にも、部品調達のしやすさを評価する企業が多いように、部品産業の裾野が広い。代表例が自動車産業で、タイの自動車産業は「東洋のデトロイト」と呼ばれ、関連部品産業やそれを支える裾野産業（鍛造、鋳物、金型、焼入れ、メッキ等）の層も厚く、各完成車メーカーのタイ国内での部品調達率も上昇する等、国際的な一大自動車産業集積地、かつ、自動車輸出拠点となっている。

例えば、チョンブリーにあるアマタシティ・チョンブリー工業団地、ラヨンにあるアマタシティ・ラヨン工業団地等は、自動車関連企業が集中する工業団地である。2000年代には、完成車メーカーの要請により部品メーカーや金型メーカーのタイ進出が相次ぎ、更に2010年代には付随するサービス業の進出が目立った。

また、電気・電子産業の分野においても、日系企業を中心に多数の企業が進出している。上記のチョンブリーやラヨン地区だけでなく、アユタヤのロジャナ工業団地、ハイテク工業団地には当該業種の日系企業は多い。アユタヤ地区の工業団地では、家電、半導体、精密機器メーカー等の電機・電子産業が集積している。

バンコクの南東に位置するマプタプットには、タイランド湾の豊かな天然ガスを利用する石油化学コンビナートが集積する等、石油・天然ガス関連企業が集積している。このように、タイでは、地域の特性に応じ様々な業種において厚い産業集積が形成されており、進出企業はそのメリットを活かすことができる。

(2) ASEAN 諸国への生産・輸出拠点

ASEAN 自由貿易地域 (AFTA : ASEAN Free Trade Area) の物品貿易に関する基本的協定 (ATIGA : ASEAN Trade in Goods Agreement) や日・タイをはじめとした二国間自由貿易協定 (FTA) 等の締結に伴い、タイを取り巻く経済環境は大きく変化した。海外展開する企業の間では、東アジア経済圏における生産拠点、世界市場に向けた輸出拠点として、タイを位置付ける企業が増えた。この背景として、企業が中国への投資先の一極集中リスクを分散させる必要に迫られた面もあるが、AFTA の着実な進展による更なる成長を視野に入れた進出が増えているようである。

実際に、2010年1月1日より、ASEAN 原加盟国間の関税がほぼ全ての品目において撤廃された。同年のタイからの輸出額は、当時過去最高額となる 1,932 億ドル (前年比 27%増) に達した。

その後も拡大は継続し、2018年の輸出額は2,530億ドルとなった。2019年(2,340億ドル)、2020年(2,310億米ドル)は、コロナ禍の影響もあって輸出が減少したものの、2021年は世界的な需要回復を受けて輸出額は2,710億米ドルに達している。輸出先としては、ASEAN諸国への輸出が最大で構成比25%を占める。その他、米国(構成比16%)、中国(構成比12%)、日本(構成比9%)が上位を占めている。

なお、近年ではタイに地域統括企業を設置する動きや、シンガポールから統括拠点をタイにシフトする動きもみられる。これまでは、税の恩典の享受や専門人材の確保等を目的にシンガポールに統括会社を置き、そこから近隣国の拠点を管理する企業が多くみられた。しかし、アジアの中心的な生産拠点をタイに設置している企業にとって、実際の製造現場の近くに統括拠点を設けることで、生産のクオリティコントロールも行うことができるというメリットがあるようだ。

(3) 投資誘致策の拡充

タイ政府が推進している「東部経済回廊(Eastern Economic Corridor: EEC)政策」では、ラヨン、チョンブリー、チャチュンサオの東部3県に立地する投資奨励ゾーンが設置された。EEC内の特別区(EECi、EECd、EECa)に入居して特定の事業を行う企業、または①次世代自動車、②スマート電子機器、③高付加価値の観光・メディカルツーリズム、④農業・バイオテクノロジー、⑤未来のための食品、⑥自動化機械・ロボット、⑦航空・物流、⑧バイオ燃料・バイオ化学、⑨デジタル経済、⑩医療ハブ、⑪教育、⑫国防、の12産業に属する企業に対し、通常恩典に加えてEEC追加恩典が供与される。上記の3県では既に、日系自動車産業をはじめとする各種製造業の集積が進んでいるが、タイ政府は域内に高度産業を対象とした特区を新たに設置することで、さらなる誘致を進める。また、高速鉄道や港湾、道路、空港等のインフラの拡充を積極的に進め、一層の投資環境の改善を図る方針である。ターゲット産業を展開する日本企業にとって、インフラ・恩典ともに充実しているEEC域内への投資は有力な選択肢になる。

タイではこれまで、2015年から2021年にかけての「7ヵ年投資促進戦略」に基づく2017年の改正投資奨励法により、様々な恩典が与えられてきた。2022年11月、BOIは2023年から2027年にかけての5年間を対象とする新たな「5ヵ年投資促進戦略」を公表した。同戦略では以下3つのコンセプトと7つの方針を掲げ、国家の長期的な競争力向上につながる「新しい経済」を構築する計画としている。

3つのコンセプト

- ・ イノベティブ(Innovative)：テクノロジー、イノベーション、クリエイティビティを基盤とする経済
- ・ コンペティティブ(Competitive)：競争力・適応力があり、国家の高成長に貢献する経済
- ・ インクルーシブ(Inclusive)：社会的・環境的な持続可能性を考慮、新たなビジネス機会を創出しつつ、不平等をなくす経済

7つの方針

- ・ ポテンシャルがあり、サプライチェーン強靱化に貢献する新産業の構築、既存産業を高度化
- ・ 産業のスマート化、サステナブル化
- ・ 国際ビジネスの拠点と、地域の貿易投資のゲートウェイとしてのタイの機能強化
- ・ 中小企業、スタートアップの競争力強化
- ・ 国内各地域の特性を踏まえた投資の奨励と均衡ある発展
- ・ 地域社会（コミュニティ）の発展につながる投資の奨励
- ・ 競争力のあるタイ企業の海外投資支援

この「5 年投資促進戦略」に基づき、高度な技術とイノベーションを中心に競争力を向上させ、より強固な産業基盤を構築するという同戦略の狙いを反映した新たな奨励策が検討されている。BOIによると、新たな奨励策は2023年1月から有効になる予定であり、バイオ・循環型・グリーン（BCG）経済やデジタル分野等、新産業への投資を奨励するため、現在7分類となっている奨励対象業種を10分類に増やし、また、サプライチェーンの川上に位置する産業で、高度技術・イノベーションを導入する事業や、教育機関との技術提携を行う事業に対して、現行の恩典よりも手厚い10～13年の法人税免除恩典を付与する予定とされている。

(4) 日本に近い国民性と文化

タイ人は仏教徒が多く、国民性も比較的温和で、日本人には宗教的にも国民性としても非常に馴染みやすい。また、文化的にも同じ稲作文化圏に属していることから、食生活でもそれほどの違和感はない。人々の性格も比較的のんびりとしていて、セカセカしていないのがタイ人氣質といわれ、日本人が、「遅々として進まない」と嘆くと、タイ人は「遅々として進んでいる」と応えることはその良い例である。日本人が郷愁を感じる国であり、日本人が比較的抵抗感無く入っていける社会といえよう。

(5) 快適な駐在員生活

外務省の海外在留邦人数調査統計によると、2021年10月時点で、タイの在留邦人数は世界第四位の82,574人である。日本人駐在員数の大部分はバンコク周辺に居住しており、バンコク以外では、東部臨海部のシラチャや北部のチェンマイ等に居住する日本人が多い。バンコクでは、食料品等の日常必需品の入手にはほとんど問題無く、価格面でも割安感があり、また、日本食レストランも多数出店していて、日常生活に困るようなことは無い。

治安は、日本に比べると不安が伴うものの、外出時間帯等に注意すれば大きな問題はない。医療面では、バンコクの私立総合病院の中には日本での経験を有する日本人医師や外国人医師を配置し、日本と比較しても遜色のないサービスを提供する病院もあるといわれるほど、高い医療水準を誇る。教育面でも、バンコクのほか、シラチャにも2009年にタイ国内2番目の日本人学校（泰日協会学校、小・中学部）が開校し、子弟の帯同も可能となっている。バンコク日本人学校は保護者の勤務地がバンコクの場合で、シラチャ日本人学校は保護者がチョンブリまたはラヨーンの場合であり、両方に当てはまらない保護者の場合は、どちらの学校にも通学可能となっている。

2. タイへの投資にあたっての留意点

(1) 法務・税務処理の難しさ

タイでは、基本的な法整備が進んでいるものの、日本企業にとっては言葉の壁のため、法律解釈や法律適用をめぐる法務処理、あるいは税務処理に関連した当局との行き違いが問題となることがある。タイにおいては、外資系企業は、外国人事業法、外国人職業規制法、投資奨励法、労働者保護法、民商法典、各種税法等多数の法律の規定に基づき、工業省、商務省、BOI 等の特別の許可あるいは認可を得て、様々な制約の中で事業を行っている。進出日系企業担当者からは、この法令等用語の具体的な解釈や適用が担当者によりまちまちであり、解釈が異なる等、運用が統一されていない事例が多く、戸惑うという声も聞かれる。特に日系企業の事業に関係が深い法律として、労働者保護法や、民商法典等があり、これら法律の内容、改正の動向には留意が必要である。

税務については、2016 年の最高裁判所の判決で、優遇税制が適用される投資奨励事業で生じた損益と適用されない非奨励事業の損益との相殺方法が決着したため、それまで日系企業を悩ませていた現地国税当局と BOI との当該問題の見解相違は解消され、従前よりも分かりやすくなった。しかし、付加価値税の還付金がなかなか戻ってこないと指摘する声は多く、還付申請に伴う税務調査も日系企業の負担となっている。また、最近の動向として、2019 年に導入された移転価格税制への対応も日系企業にとっての課題である。税務に関しては、申告漏れに係る追徴課税が多額となるリスクや税務訴訟の負担を避けるため、進出日系企業は、弁護士、会計士、税理士等の専門家と相談しながら対応し、また、バンコク日本人商工会議所（JCC）への陳情を出す等して問題解決を図っている。

ただし、上記はあくまで日本や先進国と比較した場合の留意点とも言える。2022 年 11 月の現地調査では、ほかの途上国と比べると問題は少ないという声や、（運用面はともかくとして）制度面では問題なく整っているとの声も聞かれた。

ひとくちメモ 13： 法務・税務上の問題の具体例

以下の事例のように、法務・税務上の問題が発生している。

【税務関連】

- ・ 税関の裁量が大きく、理由が分からず貨物が税関で止められることがある。
- ・ 当局との品目コードの認識違いにより、税額が変わる等がある。品目コードの選択は気を付けないといけない。
- ・ 移転価格については利益率を厳しく見られる。
- ・ 本来税金が発生しないはずの駐在員日本払い給与をタイ子会社から日本の親会社に立替請求するケースにおいて、人材派遣の役務提供であると指摘され、追徴課税される。

【投資関連】

- ・ 投資特典は、明確に要件が定まっている訳ではなく、BOI に事業計画を提出し、対象となるかどうかを BOI が判断し、認められたものがリストに加えられる。ある意味柔軟だが、ストレスになる場合もある。事業計画がしっかり固まっていない場合、審査が 3 年に及ぶようなケースもある。

(2) 労働コストの上昇

タイではリーマンショック以降、経済環境の悪化から賃金水準は横ばいで推移していたが、最低賃金の引き上げが2012年4月、2013年1月、2017年1月、2018年4月、2020年1月、2022年10月の6度にわたって行われている。2022年10月の賃上げでは、都県を9つのグループに分け、現行から8~22パーセントの引き上げで、各地の最低賃金は日額328~354バーツとなった（賃上げ率は平均5.02%）。最高額（354バーツ）は、チョンブリー県、ラヨン県、プーケット県に適用され、バンコク都及びサムットプラカーン県（353バーツ）、アユタヤ県（343バーツ）、プラチンブリー県（340バーツ）等、地域ごとに異なる金額が適用されることを決めた。なお、最低額（328バーツ）は、最南部3県（ヤラー県、パッタニー県、ナラーティワート県）、北部ナン県及び東北部ウドンターニー県に適用された。そのほか、労働者保護法（2008年改正）では非正規労働者と正規労働者が同種の作業に従事する場合には、差別的な待遇を禁止する条項が盛り込まれており、2011年2月から導入された職能別賃金水準では、技術者の職能レベルが給与に適正に反映されるよう、20の職種について3段階の技能レベルに分けている。

タイでは自動車産業を中心とした賃金の引き上げも影響し、賃金は年々上昇している。自動車産業では、好況時にはボーナスを6ヵ月分支給するところもあり、ほかの産業にも少なからず影響を及ぼしているようだ。このような状況から、労働集約型の産業等、低賃金の労働力を狙いとして海外に進出しようとしている企業にとって、タイは周辺国と比較した賃金水準の側面では、魅力のある国とは言えなくなってきている。こうしたタイ人の労働コスト上昇を受け、タイではミャンマー・カンボジア・ラオスの隣接3国と労働者雇用に関する覚書を結び（ラオス：2002年、カンボジア・ミャンマー：2003年）、単純労働者の受入れを行っている。隣接3国からのこうした労働移民がタイの経済を支えており、タイ進出日系企業も、これらの国々からの労働者を雇用している。以前は、人身売買や強制労働、就労ビザや身分証を持たない不法労働者等の問題もあったが、2017年以降、政府は不法労働者の合法化手続を雇用主に義務付ける等、移民受入の法整備を進めている。

(3) 人材確保難

現在、企業経営にとって不可欠な優秀なタイ人の確保が難しくなっており、進出済みの企業にとっても深刻な問題になっている。特に、タイでは、大学卒業資格者でなければ管理職になることが難しいので、総務や経理を担当する大卒の管理職クラスの人材確保が困難になってきている。更に、エンジニアクラスの人材確保は容易でない。その理由として、大学や工業専門学校の卒業生の数が少なく、エンジニアの供給数が絶対的に不足している点が挙げられる。中小企業に限らず、大企業でも人材確保に苦労している。2022年の現地調査では、特にIT系の人材の確保難が指摘された。タイでは近年DX化ニーズが加速し、IT企業だけでなく、製造業やサービス業でもIT系人材に対する需要が増し、人材確保競争が激化しているとのことである。管理職、専門職の労働力不足については、従来から政府の教育改革によって対策を行っているものの、一般就労者における大卒・専門卒の割合は依然として低く、解消されていない。

他方、2022年11月の現地調査の企業面談によると、ワーカー不足を重要課題として挙げる日本企業はそれほど多くはないものの、中長期的には熟練工の育成と、生産現場における自動化・省力化に取り組んでいく必要性はあると思われる。

ひとくちメモ 14： 省力・自動化投資への移行が進む

JETRO の日系企業へのアンケート調査（2021 年 3 月）によると、製造業のワーカー（一般工職）の月額賃金は 447 ドルと、東京（2,763 ドル）の約 6 分の 1 に相当し、為替変動の影響はあるが、バンコクの賃金水準は 2012～2013 年頃の中国とほぼ同じである。中国ではその後製造分野での省力化投資が進んだことから、今後のタイでも同様に、製造企業の省力化・自動化投資が進むのではないかとの見方がある。

2022 年 11 月にタイに出張し、現地の日系製造企業にヒアリングしたところ、喫緊の課題として省力化・自動化投資の必要性を挙げる企業はまだいなかった。企業コメントによると、賃金の上昇は進んでいるものの、自動化にかかる費用と比べるとまだ賃金の方が安いと、自動化が進みにくいとのことであった。新規投資の回収期間との見合いで、生産ラインの大幅な見直しには時期尚早かもしれないが、今後のタイの最低賃金や賃上げ率の動向次第では、省力化・自動化投資の動きが加速する可能性も十分あるだろう。